

最高裁判二第199号

(訟い-06)

平成30年5月16日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東 章

最高裁判所事務総局家庭局長 村 田 齊 志

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

刑事訴訟法第157条の6第2項に規定する方法による証人  
等の尋問等の手続について（通達）

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第157条の6第2項（同法第171条、第178条及び第292条の2第6項並びに少年法（昭和23年法律第168号）第14条第2項において準用する場合を含む。）に規定する映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「構外ビデオリンク方式」という。）により、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人、被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。）又は当該被害者の法定代理人（以下「証人等」という。）について、尋問又は陳述（以下「尋問等」という。）を行う場合の手続について、下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

## 記

### 1 構外別室及び利用機器の使用状況の照会先

構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等の際に証人等を在席させる室（以下「構外別室」という。）及び当該尋問等の際に利用する機器（以下「利用機器」という。）の使用状況に関する照会は、刑事若しくは少年の訟廷管理官又は訟廷管理官（以下単に「訟廷管理官」という。）の下に置かれた庶務係（庶務係が置かれていなければ事件係）に対して行う。ただし、訟廷管理官が置かれていなければ、主任書記官（主任書記官が二人以上であるときは上席の主任書記官）に対して、訟廷管理官及び主任書記官が置かれていなければ、裁判所書記官（裁判所書記官が二人以上であるときは上席の裁判所書記官）に対して行う。

### 2 尋問等の実施に必要な事務の嘱託

(1) 構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等を行う事件を担当する裁判所書記官（以下「事件担当書記官」という。）は、当該尋問等の実施に必要な事務を、証人等が出頭する裁判所（以下「出頭裁判所」という。）に書面で嘱託する。この嘱託書は、電子メール又はファクシミリを利用して送付することができる。

(2) 出頭裁判所は、嘱託書を平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」別表第1の57の共助事件、別表第3の10の共助事件、別表第5の10の家事共助事件又は別表第6の3の少年審判等共助事件に準じて、裁判事務の分配の定めに従い、民事共助事件簿、刑事共助事件簿、家事共助事件簿又は少年審判等共助事件簿に登載する。

### 3 出頭裁判所における事務

(1) 裁判事務の分配の定めに従い、構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等に係る共助事件を担当する者（以下「共助事件担当者」という。）は、直ちに証人等の尋問等の予定期日における構外別室及び利用機器を確保する。

(2) 共助事件担当者は、事件担当書記官に対し、共助事件担当者の氏名及び官職を遅滞なく通知する。

(3) 出頭裁判所において構外ビデオリンク方式による証人等の尋問等に立ち会う職員は、当該尋問等の実施中、受訴裁判所の指示に従う。

#### 4 証人等の召喚等の事務

証人等に対する召喚又は公判期日の通知に関する事務は、事件担当書記官が行う。

#### 5 刑事訴訟法第157条の6第3項の規定による記録媒体への記録

刑事訴訟法第157条の6第3項の規定による証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述並びにその状況の記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。）への記録は、当該期日に立ち会った裁判所書記官が受訴裁判所に設置した記録装置を用いて行う。

#### 6 共助事件関係書類等の送付

(1) 共助事件担当者は、事件担当書記官に対し、宣誓書並びに旅費、日当及び宿泊料（以下「旅費等」という。）の請求書を送付する。この旅費等の請求書は、電子メール又はファクシミリを利用して送付することができる。

(2) (1)に掲げる書類以外の共助事件関係書類は、受訴裁判所に送付することを要しない。

#### 7 旅費等の支給事務

証人、鑑定人、通訳人及び翻訳人に対する旅費等の支給に関する事務は、受訴裁判所が取り扱うものとする。

#### 付 記

この通達は、平成30年6月1日から実施する。